

建築確認手続きの運用改善に関する講習会 質疑

2010/6/1  
申請図書の簡素化関係

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
1	37	一貫プログラムでの概要書	一貫プログラムでは、概要書の廃止に時間がかかることが予想されますが、その場合、引き続き適宜運用で良いのか。	今回の改正による図書の簡素化の趣旨に鑑み、構造計算概要書については提出を求めないようにして下さい。
2	37	構造計算概要書の廃止について	設計者が添付した場合でも適判で見る必要はありませんか。また、見た場合で不整合があっても指摘する必要はありませんか。	平成22年6月1日以降に行う確認申請については、構造計算概要書の添付は不要となります。
3	47	【参考】配管設備に係る改正内容の整理表中 阻集器の構造詳細図欄	「位置」部分に、取り消し線がありますが、規則第1条の3第4項表1(マニュアルP108)と整合されていないように思われます。	貴見のとおりです。ただし、阻集器の位置については、各階平面図や系統図等への図示をもって、構造詳細図への図示を不要とすることも可能と考えられます。
4	49	確認申請図書の簡素化の具体例	具体例No.2, 3, 5, 8でJIS以外の規格は不可なのか。(給排水換気設備においては(社)空気調和・衛生工学会の給排水衛生設備規準が一般的である。)	建築主事等が建築基準関係規定への適合を確認できると判断できるものであれば、可能となります。
5	49	確認申請図書の簡素化の具体例	JIS等の規格番号は必ず記載しなければならないのか。	JIS等の規格番号なしでも建築主事等が建築基準関係規定への適合を確認できると判断できるのであれば、必ずしも記載する必要はありません。
6	49	確認申請図書の簡素化の具体例	JIS等に適合していると建築基準法に適合していると判断してよいのか。	JIS等への適合により、建築基準関係規定への適合が確認できるもの(排水トラップ等)であれば可能です。
7	49	確認申請図書の簡素化の具体例	JIS等の規格番号が記載されている場合、審査側はその規格番号の適合性を確認しなければならないのか。	不要と考えられます。
8	50	確認申請図書の簡素化の具体例	簡素化の具体例No.1で(社)日本照明器具工業会の評定を受けているものはJIL番号の記載のみでよいのか。	一般建築物用マニュアルP50Iに記載してある、電球の種類・ソケットの材質等を記載した表の添付が必要となります。なお、当該表については、JIL認定番号ごとに(社)照明器具工業会のHPIにアップしていただいておりますので、ご確認ください。
9	53	確認申請書の簡素化具体例について	腐食防止のために講じた措置→記載例→コンクリート埋設→外面被覆のない鋼管について 鋼管がコンクリートと土中にまたがって施工されている場合はコンクリートと地盤の電位差により腐食が生じるが、コンクリートに埋設されているだけでは、腐食は生じない(コンクリート中の鉄筋はコンクリートのアルカリ性により不動態皮膜を形成し腐食しない)。また鉛は酸には腐食しないが、アルカリには腐食する)。したがって外面被覆のない鋼管について記載する場合は施工条件の記載が必要	今回の改正の趣旨は、「腐食防止のために講じた措置」を構造詳細図ではなく、仕様書に明示することとしたことです。仕様書への明示内容については、建築基準関係規定への適合を確認するため必要なものとして下さい。
10	55	確認申請図書の簡素化の具体例	簡素化の具体例No.6飲料水の配管設備で、水の逆流防止の措置が「逆止弁を設置する」とあるが、この逆止弁はどのような構造か。(給排水設備技術基準・同解説では、「バキュームブレーカー等による機械的の記載で、従来より建築行政では単なる逆止弁では不可としていた。一方、水道部門では平9年厚生省第14号給水装置の構造及び材質の基準に関する省令とされている)	今回の改正の趣旨は、「腐食防止のために講じた措置」を構造詳細図ではなく、仕様書に明示することとしたことです。仕様書への明示内容については、建築基準関係規定への適合を確認するため必要なものとして下さい。
11	58	確認申請図書の簡素化の具体例について	排水のための配水管容量(管径)の算出のために用いた手法及び計算書の明示を記載された背景理由をご教示願いたい。	今回の改正により、配管設備の構造詳細図の明示すべき事項から、「排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜」を削除していますが、当該事項については「排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書」として提出させることとしており、確認すべき内容は改正前と変わっておりません。
12	59	大臣認定書の省略	適判機関においては、省略せず、添付を指示される場合あり。統一して欲しい。(SIOT、BCR、杭等)	建築主事等において、既に認定書の写しを有している場合や構造方法等の認定データベース等によりその内容を確認できる場合には認定書の写しについては確認申請において提出不要となります。なお、構造方法等の認定データベースは、適判機関においても閲覧等が可能となっております。
13	59	建築材料・防火設備等に係る大臣認定の省略に関すること	建築主事等において、認定の内容が確認できる場合には認定書の写しについては確認申請において提出不要となります。当然、認定内に書かれている性能、構造詳細図などの内容は確認申請において記載不要と考えるが如何か	建築主事等において、既に認定書の写しを有している場合や構造方法等の認定データベース等によりその内容を確認できる場合には認定書の写しについては確認申請において提出不要となります。
14	59	検査に関して	検査時に提出する資料等の簡素化は行われぬのか?審査においては認定書等の添付が不要となったが、検査においては図書に記載されている認定材料等の確認のために納品書や出荷証明書等の提出を求めており申請者にかなりの負担となっている。	規則第4条第1項の規定により、完了検査の申請書に添付する書類は、「当該建築物の計画に係る確認に要した図書」等であり、確認時に添付が不要となった図書については、検査時においても不要となります。また、同条第2項の規定により、確認をした機関と同一の機関で完了検査を行う場合は、「当該建築物の計画に係る確認に要した図書」の提出は不要となります。
15	59	確認申請図書の簡素化大臣認定書の省略	建築構造(柱材、柱脚、接合方法、杭工法等)の大臣認定書については認定データベースに登録されていません。これ等については、確認申請時に認定書を添付すると解して良いですか。また今後は建築構造について認定データベースに登録されるのでしょうか?	建築主事等において、「既に認定書の写しを有している場合や構造方法等の認定データベース等によりその内容を確認できる場合」以外は、当該認定書の写しは、引き続き確認申請において必要となります。現時点では、建築構造について一律に認定データベースに登録することは考えておりません。

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
16	63	耐火構造等の構造詳細図について	記載例が掲載されていますが、大臣認定書の詳細図の部分を添付するのは不適切なのでしょうか？又、防火設備の構造詳細図はマニュアル「一般建築物用」P63の左上にあるような凡例でよろしいのでしょうか？それとも、P63にあるような姿図が建具1箇所ごとに必要なのでしょうか？	P62,P63に示してある「耐火構造等の構造詳細図」はあくまでも記載例ですので、当該例を参考とし、建築基準関係規定への適合を確認できる範囲で簡素な図書を求めるようにして下さい。
17	59	耐火構造等の構造詳細図	認定書を添付されて提出されても、認定書ではなく「耐火構造等の構造詳細図」が必要と言われていたが、その場合は認定書で確認を行って構わないか？	Q16と同趣旨